

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和6年11月26日（火）
午前9時59分～午前11時44分
開催場所：会議室302

1 小中学校屋内運動場空調設備整備工事の概要について

小中学校屋内運動場空調設備整備工事の概要について、所管する教育総務課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

年々、夏季に気温が上昇しており、児童生徒が授業や学校行事で屋内運動場を使用する際の熱中症リスクが高まっている。また、屋内運動場は災害発生時、避難所として使用するため、避難所開設の際も熱中症対策が必要となる。そこで、町内の小中学校6校の屋内運動場に空調設備を整備する。

停電対応型GHP（ガスヒートポンプマルチエアコン）であり、災害時に都市ガスの供給が停止した際に、一時的にあらかじめ設置しているプロパンガスを動力源に空調設備を稼働させることができるPAジェネレーターを設置する。その他、空調設備整備に伴う配管・外構工事を実施する。

工期は令和8年3月末までの予定である。

【主な質疑応答】

Q 体育館で、ボールを使った競技を行うが、配慮はされているのか。

A 室内機自体にボールや物が当たらないように、防球ガードという囲いのようなものを付けて設置する。

Q 空調設備はガス式と電気式があるが、いずれも定期的な点検などメンテナンスが欠かせない。ガス式を選定した理由は。

A 既に、各小中学校教室にはGHPが導入されている。ガスの配管も来ているので効果的な設備投資ができる。

電気式は停電すると、避難所で使えなくなる。今回採用するPAジェネレーター付きであれば、停電時でもプロパンガスを用いて、単体で空調設備を動かせるため、避難所開設の際も機能を遺憾なく発揮できる。総合的に判断して採用することとした。

Q 避難所で、空調がよく効く所とあまり効かない所があれば、住民の方の不満の1つになると思われる。上方から下方へ冷気の移動をするような工夫は。

A 中央公民館での講演などで、大型ファンを上に向けて使ったり、教室内では扇風機を併用して使っているの、そういう形も検討しながら考えていく。

2 ライマ市公式訪問団の活動及び今後の展開について

ライマ市公式訪問団の活動及び今後の展開について、所管する協働推進課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

姉妹都市提携25周年を記念して、10月20日から24日までの5日間、平野副町長、地域学校教育課富山指導主事、協働推進課青田係長の3名がオハイオ州ライマ市を訪問した。

現地での活動日数は実質2日の日程で、これまでの交流を振り返るとともに、これからの取組について意見交換を行い、有意義な機会となった。

今後は、主に下記の4項目に取り組んでいく。

- ① 活動内容の報告については、播磨町ホームページによる広報を10月30日に更新した。コミュニティセンター等でライマ市の活動内容の展示を予定している。
- ② 学生同士の交流事業の取組については、インターネットを活用したオンラインミーティングを考えている。
- ③ ライマ市からの訪問団の受入れについては、令和7年度にライマ市から10代後半から20代前半の学生の受入に向けた準備を進める。
- ④ ライマ市への訪問機会については、令和8年度中の実施に向けて検討を考えている。

【主な質疑応答】

Q 中央公民館での展示が1月31日で終わる。ライマ市と交流していることを知らない学生も多いと推察する。今後も交流事業の取組などを続けていく考えは。

A 継続して、展示場所は検討する。今後も、新しくやっていくことについては、オンラインなどを活用し、都度発信して、周知に努めたい。

Q 学生同士の交流や訪問する際は、渡航費の高騰で費用が高額になる。認知度を上げていくためにも、保護者の費用負担を減らす考えは。

A 現在、補助金要綱を作成し、1人当たり5万円を上限に補助をしている。長い目で見ると、どの辺りの金額が妥当であるかは、検討材料になると思っているが、現在のところ、金額を上げることは想定していない。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和7年2月12日（水）
午後4時00分～午後4時24分
開催場所：会議室302

1 見守りタグについて

見守りタグについて、所管する保険課、健康福祉課及び地域学校教育課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

地域における街頭犯罪等を未然に防止し、犯罪の起こりにくい安全・安心な町を目指し、通学路を中心に設置された「見守りカメラ」に搭載されているBLE検知器を活用し、BLEタグ（見守りタグ）を持つ子供や高齢者、障がい者などの位置履歴情報をアプリで保護者等が確認することができる見守りサービスを実施し、本人の安全の確保及び家族の精神的負担の軽減を図ることを目的として、見守りタグの利用料を全額助成する。

利用料助成対象者は、新小学1年生、認知症高齢者、障がい者・児（小学2年生以上）を考えている。

広報はりま、町ホームページ、SNS等で事業内容の周知を予定している。

対象者毎に所管課から案内をする。

【主な質疑応答】

Q 見守りサービスの考え方で、県からの補助金は。

A 保険課の認知症高齢者については、継続して地域交付金を活用する。健康福祉課の障がい者・児についても継続する。地域学校教育課については、補助金が当たらないので町単独の予算になる。

Q 児童在校生については、保護者が負担する形になっているが、支援する考えは。

A 在校2年生から6年生は、保護者と事業者との契約になる。家庭に子供が複数いる場合の割引はある。